

## (仮称)第3次輪島市総合計画策定支援業務仕様書

### 1 業務目的

本市は、平成19年3月に第1次、平成29年3月に第2次となる輪島市総合計画を策定し、本市の目指すべき将来像の実現に向け、計画的な行政運営を推進してきた。この間、急速な人口減少や少子高齢化、デジタル化の進展、SDGs(持続可能な開発目標)への対応など、地方自治体を取り巻く環境は激しく変化している。

とりわけ、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨は、本市の市民生活及び産業基盤に甚大な被害をもたらした。本市では現在、最優先課題として「輪島市復興まちづくり計画」に基づき、被災者の生活再建と市街地の再生に向けた復興事業を強力に推進しているところである。

このような背景の下で策定する「(仮称)第3次輪島市総合計画」は、復興の先にある本市の持続可能な発展を見据えた最上位計画である。本業務は、本市の総合的かつ計画的な行政運営を維持するため、第2次輪島市総合計画の施策体系を基本として踏襲しつつ、時代の変化や新たな課題に対応した見直しを行うものである。

策定に当たっては、「輪島市復興まちづくり計画」との緊密な連携と整合を図り、災害からの復興に向けた具体的な施策を本市の長期的なビジョンの中に明確に位置付けることを重視する。これら諸施策の整合を図りつつ、令和9年度以降の8年間について、市民が世界に誇れるふるさととして、心豊かに、かつ安心して暮らし続けられる「輪島市」の更なる発展につながる計画を策定することを目的とする。

### 2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月23日まで

### 3 業務内容

本業務は、基本的に第2次輪島市総合計画の施策体系を踏襲することとし、基本的事項や方向性は維持しつつ、以下の検討を行う。また、地方創生に関連する人口ビジョン及び総合戦略を包含し、一体的な計画として構成する。

#### (1) 基礎調査の整理及び分析

本市の現状を整理するため、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨による人口流出等の影響を考慮した「輪島市人口ビジョン」の内容を踏まえ、将来人口・世帯数の推計を行う。また、諸施策の目標値検討において前提となる財政指標や社会指標、被災状況の変化等の整理を行う。

#### (2) 現総合計画及び総合戦略の検証

現総合計画のうち、施策体系及び後期基本計画の諸施策について、総合戦略の諸施策と整合を図り、本計画の施策体系を検討する。

#### (3) 市民アンケート調査結果の分析

本市の将来像を設定するために必要なアンケートを実施し、市民意識の把握、分析を行う。

(4) 関係各課へのヒアリング調査

課題や方向性等を整理するため、関係各課を対象としたヒアリングを実施し、必要な施策等を検討する。

(5) 総合計画審議会への支援

計画策定に当たり開催予定の輪島市総合計画審議会(6回程度)の資料作成を行うとともに、会議の出席、議事要旨の作成を行う。

(6) 基本構想、基本計画の作成

基本構想は、目標年次を令和16年(8年間)とし、基本計画の計画期間は4年間とする。なお、本業務の成果とりまとめについてはA4縦、カラー印刷での計画書とする。

(7) パブリックコメント用資料の作成

計画策定において、骨子案の策定段階で実施する市民向けのパブリックコメントに係る資料を作成する。

#### 4 成果品

(1) 総合計画(A4版、表紙4色刷り、本文4色刷り、100頁程度、200部)

(2) 総合計画概要版(A4版、フルカラー、16頁程度、11,000部)

(3) その他業務実施、各種調査結果に係る報告書及び関連資料一式

(4) 上記(1)から(3)までの電子データ(CD-R又はDVD-Rで提出とし、データはPDF及び編集等が可能なデータ形式(Word、Excel、PowerPoint)とする。なお、(1)及び(2)については、市ホームページへの掲載のほか、製本に留意したデータとすること。)

#### 5 その他

(1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、輪島市と密に連絡調整を行わなければならない。

(3) また、業務内容全般を常に把握している選任の担当者を置き、輪島市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。

(4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は輪島市に帰属すること。

(5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに輪島市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに輪島市と協議し、その指示に従うものとする。